## 日本中国当代文学研究会会報 投稿規程

日本中国当代文学研究会の会報における投稿・執筆依頼及び掲載は以下の規定によって行うものとする。

- 1. 日本中国当代文学研究会会報への投稿は、会員(正会員、学生会員、準会員、読者会員)による未発表の原稿に限る。
- 2. 原稿は、投稿もしくは編集委員会の依頼によるものとし、いずれの場合も掲載の可否は編集委員会が決定する。
- 3. 原稿の掲載にあたって、原稿料は支払わない。ただし執筆者に対し、以下に定める部数の掲載号を贈呈する。

論文5部、研究ノート・資料等3部、例会報告1部、その他1部(ただし一執筆者への贈呈は上限5部とする)

- 4. 原稿の締切りは8月20日とする。ただし執筆の意思表示を、原則として5月末までに行う。提出ならびに連絡先は、編集長もしくは事務局とする。
- 5. 原稿の字数は、40字×33行=1320字/頁で以下の通りとする。
  - (1) 論文

- 12 頁以内
- (2) 研究ノート・資料等
- 7 頁以内

(3) 例会報告

- 1 頁程度
- (注) 図表、注、参考文献、余白等を含む。

体裁基準の詳細は、当研究会ホームページの会報欄を参照のこと。なお、原稿書式を 下記よりダウンロードして使われたい。

http://dangdaiwenxue.sakura.ne.jp/kaihou/form.docx

6. 校正は編集委員会の責任とする。

2005年10月1日制定 2006年11月5日改訂 2014年4月19日改訂 2019年5月18日改訂 2022年4月30日改訂

※ 本会報の電子化公開に伴い、掲載論文及び研究ノートの著作権は日本中国当代文学研究 会に帰属するものとする。転載を希望する場合には当会の許諾を必要とする。